

A-1 直前の事業年度の確定申告が完了していない場合

直前の事業年度の確定申告の申告期限前である場合や申告期限が延長されている場合など、相当の事由により対象月の直前の事業年度の確定申告書類の控えが提出できない場合又は直前の事業年度の確定申告書別表第一の控えに収受日付印が押印されていない場合、下記の書類を代替の証拠書類等として提出することができます。

- 2事業年度前の確定申告書類の控え又は
- 税理士による押印及び署名がなされた、対象月の属する事業年度の直前の事業年度の確定申告で申告した又は申告予定の月次の事業収入を証明する書類。
(様式自由)

■給付額の算定式

$$S = A - B \times 12$$

S：給付額（上限200万円）

A：対象月の属する事業年度の2つ前の事業年度の年間事業収入

B：対象月の月間事業収入

■証拠書類等

- ① 2事業年度前の確定申告書類の控え又は
税理士の署名押印済の前事業年度の事業収入証明書類
※2事業年度前の確定申告書類の控えを提出した場合は、給付金の算定も2事業年度前と比較して行います。
- ② 対象月の月間事業収入がわかるもの
- ③ 通帳の写し

■算定例

2019年の確定申告が未了のため、2018年の確定申告書類の控えを提出する場合（決算月3月）

2018年度（年間事業収入：580万円）

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
万円	50	60	40	50	50	60	20	50	60	60	40	40

2019年度

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
万円	50	60	40	50	50	60	40	50	60	40	30	40

2020年度

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
万円	40	30							

2018年との同月比で月間事業収入50%以下

580万円(※) - 30万円 × 12 = 220万円 > 200万円（上限額） **給付額 200万円**

※2018年度の年間事業収入

A-2 申請書と証拠書類等の法人名が異なる場合

社名変更等により、現在の法人名と証拠書類等の法人名が異なる場合も、**法人番号に変更がない場合は、同一の法人とみなし**、通常の申請と同様に下記の証拠書類等を提出の上、申請してください。

■証拠書類等

- ① 対象月の属する事業年度の直前の事業年度の確定申告書類の控え
- ② 対象月の売上台帳等
- ③ 通帳の写し

※ただし、合併により社名変更・法人名が変更されている場合は、別途必要な添付書類がございます。
詳細は、P29の『B-3【合併特例】』を確認してください。

B-2 季節性収入特例（月当たりの事業収入の変動が大きい法人）

収入に季節性がある場合など、特定期間の事業収入が年間事業収入の大部分を占める事業者については、下記の適用条件を満たす場合、特例の適用を選択することができます。

※ただし、法人事業概況説明書に月次の事業収入が記載されている場合のみ、この特例を選択することができます。

●適用条件：①・②の両方を満たす必要があります。

適用条件①：少なくとも2020年の任意の1か月を含む連続した3か月（対象期間）の事業収入の合計が、前年同期間の3ヶ月（以下「基準期間」という）の事業収入の合計と比べて50%以上減少していること。

適用条件②：基準期間の事業収入の合計が基準期間の属する事業年度の年間事業収入の50%以上を占めること。ただし、基準期間が複数の事業年度にまたがる場合は、基準期間の事業収入の合計が基準期間の終了月の属する事業年度の年間事業収入の50%以上を占めること。
※対象期間の終了月は2020年12月以前とする。

■給付額の算定式

$$S = A - B$$

S：給付額（上限200万円）

A：基準期間の事業収入の合計

B：対象期間の事業収入の合計

■証拠書類等

- ① 基準期間の属する事業年度の確定申告書類の控え
※基準期間が複数の事業年度にまたがる場合には当該期間の全ての期間分
- ② 対象期間の売上台帳等
- ③ 通帳の写し

B-2 季節性収入特例（月当たりの事業収入の変動が大きい法人）

■算定例

毎年5月頃に収入が大きい場合 決算月が3月で連続する3か月が事業年度をまたがないパターン

適用条件② 基準期間 年収50%を越える連続した3ヶ月

2019年度（年間事業収入：650万円、基準期間事業収入：600万円）

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
万円	150	300	150	10	10	0	0	0	0	0	0	30

適用条件① 対象期間 同月の3か月間 事業収入が50%以上減少

2020年度（対象期間事業収入：250万円）

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
万円	100	100	50	10	0	0	0	0	0

600万円（基準期間事業収入） - 250万円（対象期間事業収入） = 350万円
 400万円 > 200万円（上限額） **給付額200万円**

■算定例

毎年3月頃に収入が大きい場合 決算月が3月で連続する3か月が事業年度をまたぐパターン
 ※この場合は、2018年度・2019年度の確定申告書類の控えの2つを提出してください。

適用条件② 基準期間 年収50%を越える連続した3ヶ月

この場合は、2019年2月～2019年4月（250万円）の月間事業収入の合計が、2019年度の年間事業収入（290万円）に占める割合に基づいて判断。

2018年度

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
万円	60	10	10	10	10	20	20	20	30	30	70	120

2019年度（年間事業収入：290万円）

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
万円	60	20	20	10	10	20	20	20	30	30	30	20

適用条件① 対象期間 同月の3か月間（70万円） 事業収入が50%以上減少

2020年度

月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
万円	20	10	10	10	10	20	20	20	30

250万円（基準期間事業収入） - 70万円（対象期間事業収入） = 180万円
 180万円 < 200万円（上限額） **給付額180万円**